

リヒテンシュタインの方針変更

1 日本とリヒテンシュタイン

平成24年3月9日に、日本財務省は、日本とリヒテンシュタインとの間で、情報交換を主体とした租税協定の締結に向けた交渉が開始されると公表した。リヒテンシュタインは、タックスヘイブンあるいは国際金融等に関心のある向きにとっては、なじみのある国名であろうが、その場所あるいは国の概要等は、多くの人に知られている状態ではない。

日本の外務省のHPにある資料によれば、同国は、スイスとオーストリアに挟まれる位置にあり、政体は立憲君主制で、面積は日本の小豆島と同程度、人口は約3万5千人、使用言語はドイツ語となっている。しかし、このような小国であっても、最近のニュースでは、粉飾決算等で事件となったオリンパス社がリヒテンシュタインの銀行に口座を所有していることが報道されている。

2 リヒテンシュタインにおける銀行スキャンダル

リヒテンシュタインには10を超える銀行が営業を行っているといわれている。少し古い話になるが、平成18年(2006年)に、リヒテンシュタイン最古の銀行の1つであるLGTから元行員により持ち出された1,400人分の顧客名簿をドイツ連邦情報局(BND)が購入したという事件があった。

その後、その取得した資料は、ドイツ検察庁と課税当局にわたり、平成20年(2008年)初頭、LGTの顧客名簿を基に脱税者摘発に乗り出し、その脱税摘発によって、ドイツの課税当局は3,000万ユーロ以上の追徴課税を行ったのであ

る。この背景には、リヒテンシュタインがドイツと同一の言語圏であること、ドイツ富裕層にとっては、国境を接した場所に秘密口座を持つ銀行があったこと等の原因があったものと思われる。

例えば、ドイツ人は、リヒテンシュタインの銀行に預金をする際に、財団という名称を使用すると、当該財団が他に投資を行って所得を得た場合、低率の税の負担で済むという税制上の恩典がある。この持ち出された顧客名簿と預金口座の名義がどのようになっていたのかは不明であるが、ドイツ当局はこれを解明したのである。

また、この持ち出された顧客名簿には、日本人の名前もあったようで、LGTに預金を持っていた被相続人に係る相続事案において、当該預金について相続税の課税漏れが指摘され、新聞報道されている。

3 米国における脱税への関与

スイス最大手の銀行であるUBSは、2008年に同行の社員が米国人の顧客に対して脱税のほう助をしたことで起訴された。同年7月に、UBS財務最高責任者は米国におけるプライベートバンキングからの撤退することを発表した。そして、2009年2月18日に、米国司法省とUBSは、制裁金7億8千万ドルの支払いと200~300人の米国人顧客名簿を開示することで和解することになった。

2009年4月2日に第2回G20首脳会議がロンドンで開催され、タックスヘイブンの規制強化が宣言に盛り込まれたのがこの時期である。米国司法省と課税当局は、召喚状を出して、UBSに対して、同行が管理する米国人顧客全員であ

Topics of International Taxation

る52,000名の名簿の公表を要求したが、UBSはこれを拒否した。その後、この問題に関して、2009年7月19日に、スイスの外務大臣が米国国務長官とUBSの件で会談する等の経緯を経て、2009年8月12日に米国政府とスイス政府はUBS問題で合意に達し、UBSは、4,450口座の所有者名を公表することになった。

UBSは、リーマンショックにより経済的なダメージを受けて、スイス政府から公的支援を受けている最中に、上記の脱税関与事件が発生して、米国のマーケットにおいても信用低下、プライベートバンキングからの撤退等の損失を被っている。

米国上院の調査委によれば、このUBSとリヒテンシュタインの銀行であるLGTは、米国において多額の脱税ほう助を行ってきたという報告がなされている。この件については、UBSは、既に述べたように、顧客名簿の開示及び罰金の支払い等行っているが、リヒテンシュタインの銀行がどのような処理を行ったのは承知していない。

4 英国とリヒテンシュタイン共同の Tax Amnesty

リヒテンシュタインの政体は立憲君主制であるが、元首は、ハンス・アダム2世であり、前出のLGTは、王族が所有する銀行である。そして、LGTは、これまで表面化しなかった預金者と税の問題がドイツあるいは米国において明らかになったのである。リヒテンシュタインが具体的に従前の方針をどのように改善したのとはいう点に関する直接的な資料は見えていないが、次に述べる英国との共同プログラムに同国の新しい方向性が見えているように思われる。

英国は、リヒテンシュタインと2009年8月11日に情報交換協定と情報交換等の協力に関する覚書（以下「覚書」という。）に署名した。英国国税庁（HMRC）は、覚書に関する処理の受け皿として、この情報交換協定署名と同時に、LDF（Liechtenstein Disclosure Facility）を公

表した。LDFの実施期間は、2009年9月1日から2015年3月31日までの間である。このLDFの対象者は、英国の納税義務者でリヒテンシュタインに銀行口座、法人等の財産を所有している者である。英国国税庁は、申告未済分に10%（通常は最高100%、その財産の所在を知らなかった場合は0%）の加算税を課すこととし、遡及は10年（1999年4月1日から2009年4月5日まで）であり、LDFの利用者は1,200名程度を見込んでいる。

すなわち、この手続は、リヒテンシュタインに預金口座を持つ英国の者に対して、修正等の手続を行えば、税の負担を軽減するというTax Amnestyの考え方を取り入れた施策である。特に、注目すべきは、この処理が、双方向型であり、リヒテンシュタインが英国の者に対して積極的に申告を行うことを奨励している点である。具体的には、①リヒテンシュタインの金融機関は通知後の18か月中に一連の申告策業（disclosure process）を終えることを期待して英国の納税義務者に通知をする。②納税義務者は、英国国税庁に対して自主申告の意思のあることを通知し、英国国税庁は、60日以内に登録証明書を発行する。③納税義務者は、その通知書を30日以内にリヒテンシュタインの金融機関に送付する。④納税義務者は自主申告を行い、英国国税庁は、30日以内に自主申告を行った証明書を発行する。⑤納税義務者は、30日以内にリヒテンシュタインの金融機関に当該証明書を送付する。⑥英国国税庁は、自主申告を検討し、是認する、という手続になる。

このようなこれまでの動きの中から、今回、リヒテンシュタインと日本の間に情報交換を主とする協定が締結される背景を窺うことができる。

中央大学商学部教授

矢内 一好